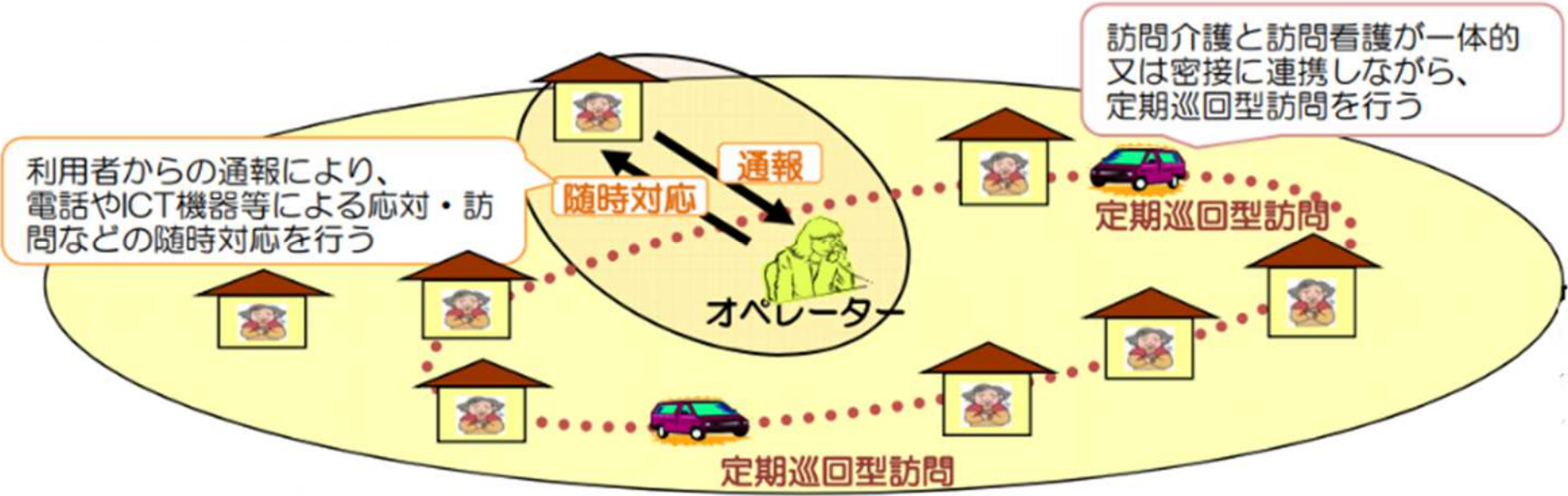


夜間対応型訪問介護の定期巡回・随時対応型 訪問介護看護との統合について

令和 8 年 7 月 24 日
第 11 回 練馬区地域包括ケア推進協議会

令和 8 年 6 月25日に公布された介護保険法の改正により、令和 9 年 4 月 1 日に「夜間対応型訪問介護」を廃止し、定期巡回・随時訪問型訪問介護看護と統合することが決定した。

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護のイメージ】



夜間対応型訪問介護は、

- ・ 18時から 8 時までの夜間帯の対応に限定
- ・ 看護機能（医療的ケア・看護ケア）がない

定期巡回・随時対応型訪問介護看護と夜間対応型訪問介護の一体的実施のメリット

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護で夜間対応型訪問介護のサービスを一体的に実施する場合には、利用者、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所双方にとって次のようなメリットが考えられる。

◎利用者にとってのメリット

同一の事業所によって24時間の訪問介護（看護）サービスを**一体的に**受けることが可能。

- ・ 夜間対応型訪問介護と訪問介護を併用する者は75％程度（※）であり、現行はそれぞれの事業所からサービス提供。
- ・ このため、一体的実施によって、それぞれの事業所との契約が不要となる。
- ・ 他方、夜間対応型訪問介護の利用実態として、定期訪問及び随時訪問両方の提供が全く無かった利用者が76％程度（※）であることを踏まえ、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用者ほどサービスの必要量が高くないことに留意が必要。
- ・ また、現行の夜間対応型訪問介護のみを利用する者へは、定期巡回・随時対応型訪問看護事業所において、夜間のみの利用ニーズへの対応も必要となる。

◎事業所（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）にとってのメリット

事業所の指定手続や、**報酬請求事務等が効率化**され、**職員の負担軽減に資する**

- ・ 9割以上の夜間対応型訪問介護事業者が定期巡回・随時対応型訪問介護事業所も運営。
- ・ 夜間対応型訪問介護の従業者が定期巡回・随時対応型訪問介護事業所等の業務に専念することが可能。
- ・ 経営の安定化に資する。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護と夜間対応型訪問介護との比較

※下線が令和 3 年度報酬改定で見直しを行った基準

		夜間対応型訪問介護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
サービス内容		・夜間における定期巡回訪問、利用者からの通報による随時の身体介護	・日中・夜間における定期巡回訪問、利用者からの通報等による随時の訪問介護・訪問看護
サービス提供時間		・22時から6時までを含む夜間の時間帯 ※8時から18時を含めてはならない	・24時間
人員基準	オペレーター	・提供時間帯を通じて1以上 ・定期巡回サービス及び同一敷地内の指定訪問介護事業所並びに指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務への従事可能 ・併設施設等（短期入所生活（療養）介護、（地域密着型）特定施設、（地域密着型）特養、老健、介護医療院、介護療養型医療施設、小規模多機能、グループホーム、看護小規模多機能）の職務に従事可 ・随時訪問サービスに従事可 ※オペレーションセンターを設置しない場合は配置不要	・提供時間帯を通じて1以上 ・定期巡回サービス、訪問看護サービス、同一敷地内の訪問介護事業所、訪問看護事業所及び夜間対応型訪問介護事業所の職務への従事可能 ・併設施設等（短期入所生活（療養）介護、（地域密着型）特定施設、（地域密着型）特養、老健、介護医療院、介護療養型医療施設、小規模多機能、グループホーム、看護小規模多機能）の職務に従事可 ・随時訪問サービスに従事可
	面接相談員又は計画作成責任者	・1以上（オペレーター又は訪問介護員等との兼務可） ※オペレーションセンターを設置しない場合は配置不要	・1以上（オペレーター、訪問介護員等、看護職員との兼務可）
	定期巡回サービスを行う訪問介護員等	・必要な数以上	・必要な数以上
	随時訪問サービスを行う訪問介護員等	・提供時間帯を通じて1以上 ・定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは定期巡回・随時対応型訪問介護看護の職務に従事することができる ・オペレーターとの兼務可能	・提供時間帯を通じて1以上 ・定期巡回サービス又は同一敷地内にある訪問介護事業所若しくは夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる ・オペレーターとの兼務可能
オペレーションセンター		・通常の事業の実施地域内に1か所以上設置（設置しなくても可） ※他の夜間対応型訪問介護事業所との間で、オペレーションセンターサービスを「集約化」可能	・設置する必要はない ※他の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との間で、随時対応サービスを「集約化」可能
計画の作成		・オペレーター又は面接相談員が作成 ※オペレーションセンターを設置しない場合は訪問介護員等が作成	・計画作成責任者が作成
事業の委託		・他の訪問介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に、定期巡回・オペレーションセンター・随時訪問サービスを一部委託可能	・他の訪問介護事業所、訪問看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所に、定期巡回・随時対応・随時訪問・訪問看護のサービスを「一部委託」可能